

令和6年度 Ano 2024

PTA 総会 要項

Principais cláusulas da Reunião Geral da PTA

※放送による開催

Reunião por transmissão



豊川市立千両小学校
Escola Primária Chigiri

総 会 議 事

Deliberação da reunião geral

- 1 令和5年度事業報告に関する件 . . . P 1
Relatório das atividades do Ano 2023
- 2 令和5年度決算報告に関する件 . . . P 2
(P T A一般会計、特別会計)
Relatório do balanço da contabilidade do Ano 2023
(Contabilidade comum e contabilidade especial da PTA)
- 3 新役員および委員承認に関する件 . . . P 4
Aprovação dos novos dirigentes e membros dos comitês
- 4 令和6年度事業計画案に関する件 . . . P 6
Proposta do planejamento das atividades do Ano 2024
- 5 令和6年度予算案に関する件 . . . P 7
Plano de orçamento contábil do Ano 2023
- 豊川市立千両小学校 P T A 会則 P 8
Estatuto da PTA da Escola Primária Chigiri
- 豊川市立千両小学校 P T A 慶弔規定 P 11
Regulamento das felicitações e condolências da PTA da Escola Chigiri
- 災害見舞金給付・災害補償のあらまし P 12
Subsídio de visita de solidariedade e compensação de danos
- 豊川市自転車の安全な利用の推進に関する条例 P 13
Regras de segurança para a utilização de bicicleta
- スマートフォン等の利用に関する啓発活動へのご協力について P 14
- 少年愛護センターより P 18
- 千両小学校グランドデザイン P 20

令和5年度 事業報告 Relatório das atividades do Ano 2023

1 学期	4月14日(金)	学級委員総会、第1回合同委員会
	4月22日(土)	放送によるPTA総会
	5月20日(日)	第1回リサイクル運動
	5月24日(水)	3年PTA活動「親子交通安全教室」
	5月26日(水)	5年PTA活動「空き缶炊飯&野外活動説明会」
	5月31日(水)	6年PTA活動「親子ふれあい活動(アレンジフラワー) ・救命講習会」
	6月23日(金)	第2回合同委員会
	7月20日(木)	PTA新聞(第1号)発行
	7月22日(土)	なかよし農園草取り(中止 職員で作業)
夏休み中		6年プール当番 校区巡回指導 ※1回実施
2 学期	9月2日(土)	校内草取り作業
	9月30日(土)	運動会(児童観覧用テントの設営及び片づけ)
	10月6日(金)	第3回合同委員会
	10月13日(金)	4年PTA活動「LINE情報モラル教室」
	10月16日(月)	にこにこあいさつプロジェクト
	~10月20日(金)	
	11月7日(火)	収穫祭(焼き芋の手伝い)
	11月8日(水)	1年PTA活動「親子給食・親子歯みがき教室」
	11月22日(水)	2年PTA活動「手洗い&いなり寿司作り教室」
	11月25日(土)	第2回リサイクル運動
	11月27日(月)	PTA研修会「親子豆腐作り教室」(県民の日学校ホリデー)
	12月22日(金)	PTA新聞(第2号)発行
	12月27日(水)	令和6年度地区委員候補打ち合わせ
3 学期	1月12日(金)	第4回合同委員会
	1月17日(水)	令和6年度PTA学級委員投票・開票、委員決定
	3月19日(火)	PTA新聞(第3号)発行
	3月22日(金)	PTA会計監査、役員引継ぎ会

令和5年度 千両小学校PTA一般会計決算書

収入総額	支出総額	差引残高
241,200	241,200	0

収入内訳

項目	予算額	決算額	増減	備考
会費	247,200	241,200	-6,000	転出者等あり
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合計	247,200	241,200	-6,000	

支出内訳

項	目	予算額	決算額	増減	備考
運営費	報償交際費	20,000	28,770	▲ 8,770	会員慶弔費 退任式花等
	消耗費	2,200	120	2,080	切手、印刷代文具等
	負担金	12,000	12,160	▲ 160	市P連負担金 県P連安全互助会
事業費	委員会活動	150,000	139,380	10,620	各委員会・役員活動費 PTA新聞等
	旅費	10,000	15,200	▲ 5,200	各種会議(研修会)旅費
	環境整備費	5,000	2,000	3,000	校区内放送料
雑費	学校行事協力費	48,000	42,770	5,230	活動用お茶代 卒業証書用角筒 卒業式関係等
その他	転出児童返金	0	800	▲ 800	
合計		247,200	241,200	6,000	

令和5年度 P T A 特別会計報告

収入総額	支出総額	残金
208,906	177,095	31,811

【収入内訳】

項目	単価	数量	金額
繰越金			59,705
第1回リサイクル収益金			40,500
第1回リサイクル市補助金			51,093
第2回リサイクル収益金			18,772
第2回リサイクル市補助金			23,359
A I G 保険集金事務費			14,967
返金			510
計			208,906

【支出内訳】

項目	単価	数量	金額
台本板	110	5	550
台本板	110	6	660
保存用ビスコ	5,054	3	15,162
非常用水	3,965	6	23,790
6年生親子ふれあい活動材料費	500	24	12,000
6年生親子ふれあい活動講師謝礼			5,510
畑耕作料			3,000
感謝状類			1,386
運動会用ごみ袋	123	120	14,760
P T A 草刈り用混合油			1,518
P T A 運動会用お茶			1,969
P T A 研修会講師料			5,510
P T A 研修会材料費	200	14	2,800
プリンタ代金			65,296
卒業制作			2,161
卒業来賓菓子			3,780
卒業式桜茶			751
卒業式花代 (パンジー)			8,772
卒業式コサージュ			7,720
計			177,095

上記の通り報告させていただきます。なお、残金は次年度に繰越をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

令和6年度 PTA地区委員(候補者)名・学級委員(候補者)名

Lista dos nomes dos Membros da Região e Membros de Classe (candiadtos) da PTA - Ano 2024

《地区委員(候補者)》

《学級委員(候補者)》○印代表

<Membros da Região (candidatos)>

<Membros de Classe (candidatos)>

○Representante principa

取り扱い注意

	役職名		氏名	地区	連絡児童	電話番号
1	会 長					
2	副会長A 合同委員会					
3	副会長B 代議員					
4	書記・ 広報委員長					
5	会計・福祉 安全委員長					
6	研修委員長					
7	事業委員長					
8	1年学級委員	○				
9	1年学級委員					
10	2年学級委員	○				
11	3年学級委員	○				
12	3年学級委員					
13	4年学級委員					
14	4年学級委員	○				
15	5年学級委員	○				
16	5年学級委員					
17	6年学級委員					
18	6年学級委員	○				
19	会計監査					
20	会計監査					
21	書記					83-0130
22	書記					83-0130
23	会計					83-0130
24	顧問					83-0130

個人情報保護の観点から
WEB上では掲載をいたしません。
紙媒体でご確認ください。

※6年生の学級委員1名が副会長となります。

令和6年度 合同委員会分担

委員会	委員	氏名	活動内容(例)
研修	委員長	個人情報保護の観点からWEB上では掲載をいたしません。紙媒体でご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 研修会 (学校 教頭)
	5年代		
	4年代		
	副会長B		
事業	委員長		<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル運動 ・ 運動会準備・片づけ (学校 教頭)
	3年代		
	会長		
広報	委員長(書記)		<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 新聞発行 ・ 新聞作り講習会参加 (学校 教務主任)
	2年代		
	副会長A		
福祉安全	委員長(会計)		<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 ・ 危険箇所の見回り ・ 夏休み生徒指導、校区巡回 (学校 校務主任)
	1年代		
ベルマーク (学級委員) ○印代表	副会長(6年代)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年P T A 行事の開催 ・ ベルマークの整理 ・ 次年度学級委員の選出 (学校 校務主任)
	1年 ○		
	1年		
	2年 ○		
	3年 ○		
	3年		
	4年		
	4年 ○		
	5年 ○		
	5年		
6年			
6年 ○			

令和6年度 P T A 事業計画（案）

Proposta do planejamento das atividades do Ano 2024

月	主 な 行 事 ・ 事 業 予 定						
	役員・地区委員	研 修	事 業	広 報	福祉安全	学年委員会 ベルマーク	学 校
4	新旧役員引き継ぎ 役員会・合同委員会 PTA総会					学年PTA の計画・実施 (4月～2月)	PTA総会 授業参観 学年懇談会
5	リサイクル運動 救命講習会		リサイクル運動			ベルマーク整理 (随時) 3年交通安全教室 5年 6年救命講習会	家庭訪問 体力テスト
6	役員会・合同委員会				救命講習会		プール開き
7	6年プール当番			新聞発行		6年プール当番	個人懇談会 終業式 5年野外活動
8	6年プール当番				巡回指導	6年プール当番	全校出校日
9	草取り作業						
10	役員会・合同委員会 運動会準備・片付け にこにこあいさつ プロジェクト	PTA研修会			にこにこあいさ つプロジェクト	1年 4年	運動会 いもほり
11	収穫祭手伝い リサイクル運動		リサイクル運動			2年	修学旅行 収穫祭 かけあし記録会
12							個人懇談会 終業式
1	役員会・合同委員会 次年度候補決定					新学級委員 選出	千両ふれあい フェスティバル
2	学校保健委員会参加						入学説明会 子ども美術展 なわとび運動 学校保健委員会
3	卒業式			新聞発行			卒業式 修了式

令和6年度 P T A 一般会計予算案

収入総額	支出総額	差引残高
228,000	228,000	0

収入内訳

項目	予算額	備 考
会費	228,000	200×95名×12か月 (保護者79名、職員16名)
繰越金	0	
雑収入	0	
合計	228,000	

支出内訳

項目	目	予算額	備 考
運営費	報償交際費	25,000	会員の慶弔費 退任式花束 講師謝礼
	消耗品費	1,000	各種印刷用紙等
	負担金	12,000	市P連負担金、県P連安全互助会
事業費	委員会活動費	137,000	各委員会・役員活動費、研修会参加費 PTA新聞印刷代
	旅費	10,000	各種会議(研修会)旅費
	環境整備費	3,000	校区放送料 畑耕作料 掃除道具等
雑費	学校行事協力費	40,000	卒業式関係(卒業証書入れ筒) 卒業アルバム代補助 草取り用お茶等
合 計		228,000	

豊川市立千両小学校PTA会則

Estatuto da PTA da Escola Primária Chigiri

第1条 (名称)

本会は、豊川市立千両小学校PTAと称し、事務局を千両小学校に置く。

第2条 (会員)

本会は、本校児童の父母またはこれに代わる人、及び本校職員を会員とする。

第3条 (目的)

本会は、学校・家庭・社会の緊密な連絡協同のもとに、児童の福祉の増進・教育環境の改善向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校の教育・諸行事などへの協力と研修に関する事。
- 2 児童の校内・校外生活における環境整備に関する事。
- 3 児童の校外生活の安全・不良化防止等に関する事。
- 4 その他本会の目的達成のために必要と認める事。

第5条 (役員・委員)

- 1 本会に次の役員及び委員を置く。

会長	1名	(父母)
副会長	3名	(父母3)(1名は6年の学年委員から選出する)
書記	3名	(父母1・教師2)
会計	2名	(父母1・教師1)
会計監査	2名	
顧問	1名	(学校長)
地区委員及び学級委員	若干名	

- 2 役員任期は1か年とする。ただし、1回に限り再選を妨げない。
- 3 役員・委員に欠員が生じた場合は、当該地区・学級において補充をし、任期は前任者の残任期間とする。

第6条 (選出)

役員・委員の選出は次の通りとする。

- 1 会長及び副会長2名・書記1名・会計1名は、地区委員の互選または実行委員会において指名推薦することができる。
- 2 副会長の6年代表にあたっては、6年の学級委員の互選とする。
- 3 学校職員にあつては、書記(教頭・校務)会計(教務)がこれにあたる。
- 4 会計監査は、実行委員会の議を経て会長が委嘱する。
- 5 地区委員は、細則により各地区より選出する。
- 6 学級委員は、学級父母の互選により選出し、原則として地区委員を兼ねないものとする。

第7条 (任務)

役員・委員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会の一切の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。(女性部長を含む)
- 3 書記は、会長の命を受け会務を処理する。
- 4 会計は、会長の命を受け会計をつかさどる。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し定期総会において報告する。
- 6 実行委員会は、本会の諸行事の全般的な運営にあたる。
- 7 地区委員は、主として地域に関係ある諸事業の運営にあたる。
- 8 学級委員は、主として学級に関係ある諸事業の運営にあたる。
- 9 顧問は、本会の諮問に応じて意見を述べる。

第8条 (承認)

選出された役員・委員は、年度初めに総会の承認を得るものとする。

第9条 (機関)

本会に次の機関を置く。

- (1)総会 (2)役員会 (3)実行委員会 (4)合同委員会

第10条 (集会)

本会の目的を達成するために、総会及び実行委員会、その他各部会を開く。

第11条 (総会)

- 1 総会は、毎年1回会長が召集し次の事業を行う。また必要により、臨時総会を召集することができる。
(1)事業報告 (2)会計決算の承認 (3)新役員の承認 (4)事業計画の審議
(5)会計予算案の承認 (6)その他
- 2 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 (役員会・実行委員会)

- 1 役員会は、会の運営に必要な事項を審議する。
- 2 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関で、役員及び地区委員・学年代表をもって構成し、本会の活動についての審議並びに運営にあたる。

第13条 (合同委員会)

合同委員会は、研修・事業・広報・福祉安全・ベルマークの5委員会に分かれ実行委員(学級委員も含む)が分担し、実行委員会の議を経て運営する。

- 1 研修委員会は、すべての会員がよりよい会員となるための研修に関する事項を行う。
- 2 事業委員会は、本会のために必要な事業の計画遂行にあたる。
- 3 広報委員会は、本会の広報に関する事項を行う。
- 4 福祉安全委員会は、会員及び児童の安全・福祉に関する事項を行う。
- 5 ベルマーク委員会は、ベルマークの整理・運営に関する事項を行う。

第14条 (会計)

- 1 本会の経費は、会費・事業収益・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

- 会費は、1世帯月額200円とする。
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（変更）

本会の会則及び細則の変更は、総会の決議を必要とする。

細 則

第1条 地区委員の数を次の通りさだめる。

上千両・下千両	3名
上ノ山	1名
南千両・数谷原・上西ノ谷	1名
下西ノ谷	2名
合計	7名

定数の増減については児童数・世帯数を考慮し、その決定は実行委員会が協議し承認を受ける。

第2条 地区委員は、次年度の地区委員候補者を本人の承認を得て推薦する。

第3条 学級委員は、児童15名をもって1名選出する。ただし、15名未満でも1名を選出し、互選により学年代表1名を選出する。

第4条 学級委員は、同一児童について在学中1回を原則とする。

第5条 この細則は、昭和53年度から実施する。

付則

平成 2年4月	一部改定
平成 3年4月	一部改定
平成 4年4月	一部改定
平成 6年4月	一部改定
平成 7年4月	一部改定
平成 8年4月	一部改定
平成 16年4月	一部改定
平成 28年4月	一部改定
平成 29年4月	一部改定
令和 5年4月	一部改定

豊川市立千両小学校PTA慶弔規定

Regulamento das felicitações e condolências da PTA da Escola Chigiri

- 第1条 本会の会員が特に榮譽を受けたときは、実行委員会で協議して賞賛の意を表す。
- 第2条 本会の会員が死亡したときは、香料10,000円と花輪を贈り、会長・校長・担任・関係学級児童代表が通夜・会葬して弔意を表す。
- 第3条 在学中の児童が死亡したときは、香料5,000円と花輪を贈り、会長・校長・担任・関係学級児童全員が通夜・会葬して弔意を表す。
- 第4条 本会の会員がPTA活動中に不慮の災害にあったときは、実行委員会で協議して見舞金を贈る。
- 第5条 役員・教職員の死亡のときは、香料10,000円と花輪を贈り、役員・校長が通夜・会葬して弔意を表す。
- 第6条 役員・教職員の父母・配偶者・子女の死亡のときは、香料5,000円と花輪を贈り、役員・校長が通夜・会葬して弔意を表す。
- 第7条 本会に関係のある公職者に不幸のあったときは、香料を贈り弔意を表す。該当公職者については、実行委員会で協議する。
なお、実行委員会を開催する時間がない場合には、会長・校長が協議し決定する。ただし、この場合は、次の実行委員会で報告する。
- 第8条 遠隔地等の事情によってこの規定通りにいかなかった場合は、会長・校長が協議し決定する。
- 第9条 その他緊急の必要が生じた場合は、会長・校長が協議し決定する。ただし、この場合は、次の実行委員会で報告する。
- 第10条 この慶弔を受けたときは、返礼はしないこととする。
- 第11条 この規定による役員とは、会長・副会長・書記・会計・会計監査とする。
- 第12条 この規定に疑義が生じた場合には、実行委員会で協議し決定する。

付 則

- 1 この規定は、平成10年4月20日から施行する。

災害見舞金給付 災害補償のあらし

給付及び補償の対象者

- ◇ PTA会員
- ◇ 児童・生徒
- ◇ 会員と同居の親族
- ◇ PTA行事への参加が事前に
PTA会長より認められている者

PTA活動の充実発展には、各種の活動中に生じる事故を未然に防ぐ安全教育を徹底するとともに、安心して活動ができる体制づくりが必要です。安全互助事業では、平成18年4月1日に施行されました「改正保険業法」に則り、平成20年7月1日からご案内のとおりの方法（内容）で実施しております。ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

見舞金及び保険金の内容

自主運営

傷害見舞金

PTA活動中（往復途上を含む）に傷害を被った場合、その程度に応じて「安全互助事業積立基金」から見舞金を給付します。

- ・通院：1日につき 1,500円
 - ・入院：1日につき 2,500円
- （支給限度額は入通院合算で10万円）

診断書が必要な場合は、その費用も別途お支払いします。

死亡見舞金

PTA活動がもつて180日以内に死亡した場合、「安全互助事業積立基金」から死亡見舞金10万円を給付します。
（ただし、傷害見舞金を含む）



保険会社委託

死亡保険金

PTA活動中のけががもつて180日以内に死亡した場合、委託保険会社から160万円支払われます。

後遺障害保険金

PTA活動中のけががもつて後遺障害を負った場合、障害の程度により6.4万円～160万円が委託保険会社から支払われます。

損害賠償責任保険金

PTA活動中にその管理運営に不備があり、身体・財物に損害を与えることにより賠償責任を負った場合、損害賠償金が委託保険会社から支払われます。

- ・対人賠償：1名につき1億円限度
1事故につき5億円限度
- ・対物賠償：1事故につき3千万円限度
- ・借用物賠償：1事故につき10万円限度

※委託保険会社：AIG損害保険株式会社

期 間

- ◇ 令和5年7月1日～令和6年6月30日
- ◇ 小1年生・中1年生及びその関係者は慣例により令和5年4月1日より対象となります。
- ◇ 小6年生・中3年生及びその関係者は慣例により令和6年3月31日で対象外となります。
- ◇ 役員は、任期終了まで対象となります。
- ◇ 年度の途中で会員でなくなった場合（県外転校等）は、対象外となります。

会 費

- ◇ 年間1会員当り40円（年会費には、保険会社に支払う保険料31円が含まれます。）

その他

- ◇ 細菌性食物中毒及び熱中症による死亡・後遺障害は対象となります。

※PTA活動において、けが・事故等がありましたら、詳細についてはPTA担当の先生（教頭先生）にお尋ねください。

愛知県小中学校PTA連絡協議会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館6F
TEL 052-251-8820 FAX 052-262-6510

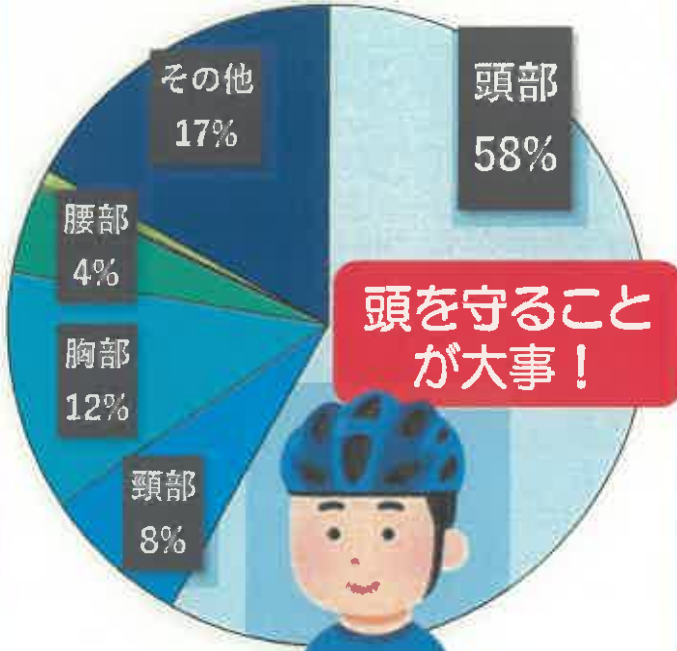


すべての自転車利用者みなさまへ
乗車用ヘルメットの着用を努めましょう
自転車損害賠償責任保険等に加入 **義務**

大人も子供もヘルメットを着用

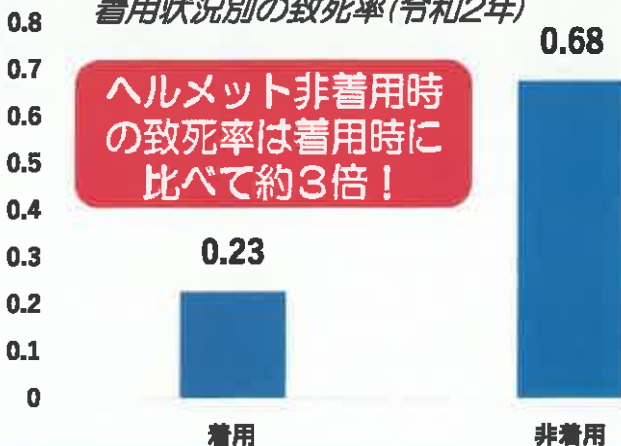
自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。自転車の交通事故死者数の約6割が頭部への致命傷を負っています。乗車用ヘルメットを正しく着用して命を守りましょう。

自転車乗用中死者の人身損傷主部位
(致命傷の部位) (平成28年～令和2年合計)



頭を守ることが大事!

自転車乗用中ヘルメット着用状況別の致死率(令和2年)



ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べて約3倍!

自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません

自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられます。他の人にケガをさせた場合、高額な賠償責任を問われることがありますので、万が一に備えて保険に加入しましょう。

未成年のお子さんが自転車に乗る際は、保護者の責任で自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

実際にあった事故とその裁判例

小学5年生(11歳)の少年が夜に帰宅途中、自転車で歩道と車道の区別のない下り坂の道路を走行中に散歩をしていた女性(62歳)と衝突。女性に頭蓋骨骨折等の障害を負わせ、意識不明の重体となりました。



裁判の結果、自転車の少年の親権者に対して約**9,521**万円の支払いが命じられました。
(神戸地裁 平成25年判決)

知っていますか。守れていますか。X

「市内統一事項」

- 1 使用の時間帯に注意
- 2 学校や各家庭でのルール設定
- 3 公共モラルの遵守
- 4 個人情報の保護
- 5 困ったときの相談

統一事項は、平成26年、豊川市PTA連絡協議会が決めました。近隣の市でも同様のものがあります。子ども達がより快適、安全にネット社会を生き抜けるよう親のサポートをお願いします。

みんなで守ろうとする基準も必要だよね。

「市内統一事項」？みんなが守らなきゃ意味無いじゃん。

最初にルールを決めることが大事みたい。

ルールがだんだんルーズになる。

- ・フィルタリングを使用している家庭が少しずつ増えてきています。年齢に応じたフィルタリングを利用しましょう。
 - ・小中学生ともに、時間についてきちんとルールを定めている家庭が多いです。
- 今だからこそ、わが家のルールが必要です。お子さんの実際の使い方聞きながら、使う目的をはっきりさせ、成長にあわせた具体的なルールづくりに努めましょう。(毎年更新しましょう)

わが家のルールを作りましょう。

わが家のルール (参考例)

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 使う時間を決めよう <ul style="list-style-type: none"> ・9時を過ぎたら所定の場所に ・ネットやゲームは1時間以内 ・食事中はダメ 2 使う場所を決めよう <ul style="list-style-type: none"> ・リビングでのみ使う ・自分の部屋には持ち込まない ・外ではネットにつながらない | <ol style="list-style-type: none"> 3 使う相手を決めよう <ul style="list-style-type: none"> ・メッセージを送る相手は家族だけ ・相手を増やすときは親に報告 ・投稿するときは親に見せてから 4 その他の約束 <ul style="list-style-type: none"> ・高校まではスマホはもたない ・課金サイトはダメ |
|---|---|

調査結果はホームページに

豊川市PTA連絡協議会

横断

市HP→催事・文化→生涯学習→協議会・協会→PTA連絡協議会

わが家のルールを作ろう

ケータイ・スマホに限らず、ゲーム機などネットにつながる機器も含めたルールにしましょう。兄弟、姉妹で異なるルールになることも認めましょう。

記入できたら、この用紙は家族で確認できるよう、見やすい場所に掲示しましょう。

わが家のルール（ ）バージョン

1. 使う時間について
 - ・
 - ・
 - ・
2. 使う場所について
 - ・
 - ・
 - ・
3. 使う相手について
 - ・
 - ・
 - ・
4. その他
 - ・
 - ・
5. ルールが守れなかった場合は
 - ・
 - ・
6. このルールの見直しの時期は
 - ・

ルールを決めた日

年 月 日

子どもの
サイン

保護者の
サイン

市内統一事項（スマホなどの利用）

携帯・スマホ・ゲーム機などの通信機器（以下、スマホなどとする）は便利な反面、使い方によっては人に迷惑をかけることがあります。

以下のことを守って、気持ちのよい生活をしましょう。

その1 使用の時間帯

- 午後10時～翌朝6時までは、スマホなどの通信機器を使用しません＜小学生は午後9時～翌朝7時まで＞



その2 ルールの設定

- スマホなどは、学校や家庭のルールに基づいて使います
＜学校には持って行きません＞ ＜保護者と相談してルールを決めます＞



その3 モラルの遵守

- 公共のモラルを守り、電車やバスの中では通話をしません
- 「ながら」利用をしません ＜自転車乗車中・歩行中・食事中 など＞



その4 個人情報の保護

- SNSに個人が特定される危険がある情報（名前、住所、学校名、顔写真など）を投稿したり、他人の悪口や人を傷つける内容の書き込みをしたりしません
- 自分が言われたり、されたりして嫌だと思ふことは絶対に書きません



その5 困ったときの相談

- なりすましや知らない人からのメッセージなどに注意します
- 心配なことは保護者や大人に相談します



豊川市小中学校PTA連絡協議会・豊川市小中学校長会・豊川市教育委員会

令和6年4月27日

豊川市立千両小学校保護者の皆様

豊川市小中学校 PTA 連絡協議会
会長候補者 鈴木 健士
豊川市立千両小学校 PTA
会長候補者 京極 恵子
豊川市立千両小学校
校長 亀甲 真史

スマートフォン等の利用に関する啓発活動へのご協力について（お願い）

豊川市P連による調査では、ここ数年インターネットの利用増加にともない、スマートフォンなどの電子機器の所持・使用率が上昇しています。

ネット機器の連絡手段としての有用性を認めつつも、長時間使用による弊害や様々なトラブルに巻き込まれることを心配するご家庭が多いことも事実です。

昨年度のアンケート結果では、休日のスマートフォンなどの使用時間が長くなっています。また、ルールをきちんと定めてはいるものの、なかなか守られていないという実態がわかりました。

市P連では、子どもたちが正しい情報モラルを身につけ、健全な生活リズムを確立するとともに情報社会を安全に過ごすための態勢づくりとして、市校長会と連携し、下記の「市内統一事項」の徹底と「わが家のルール」作りにおいて啓発活動を行っています。

保護者の皆様にあつては、この趣旨をご理解いただき、各家庭からのご協力をよろしくお願いいたします。

【市内統一事項】

- 1 使用の時間帯
 - ・午後10時から翌朝6時までは、スマホなどの通信機器を使用しません
<小学生は午後9時～翌朝7時まで>
- 2 ルールの設定
 - ・スマホなどは、学校や家庭のルールに基づいて使います
<学校には持っていきません><保護者と相談してルールを決めます>
- 3 モラルの遵守
 - ・公共のモラルを守り、電車やバスの中では通話をしません
 - ・「ながら」利用をしません<自転車乗車中・歩行中・食事中など>
- 4 個人情報の保護
 - ・SNSに個人が特定される危険がある情報（名前、住所、学校名、顔写真など）を投稿したり、他人の悪口や人を傷つける内容の書き込みをしたりしません
 - ・自分が言われたり、されたりして嫌だと思ふことは絶対に書きません
- 5 困ったときの相談
 - ・なりすましや知らない人からのメッセージなどに注意します
 - ・心配なことは保護者や大人に相談します

市P連の調査結果等は市のHPに掲載されています。
市HP→催事・文化→生涯学習課→協議会・協会→PTA連絡協議会

保護者の皆様へ

豊川市の子育て、青少年や若者の無料相談窓口です。

お子さんのことで

困っていること・悩んでいること

ご相談ください！

- しつけや育児など家庭生活・虐待の心配など
- 不登校・いじめ・学習の様子など学校生活のこと
- 本人の性格や行動で気になること
- ひきこもりやニートなど青少年の将来の不安 など

家庭児童相談室

(豊川市子ども健康部子育て支援課所属)

「小学生の相談をお受けします。」

* 相談日時 火～金曜日 10:00～17:00

* 相談場所 子育て支援センター

* 相談員 岩下 宏一

* 祝日と土曜、日曜、年末年始、施設休業日はお休みです

☎ 84-1329

少年愛護センター

(豊川市教育委員会生涯学習課所属)

「中学生以上40歳未満の方の相談をお受けします。」

* 相談日時 月～金曜日 10:00～17:00

* 相談場所 子育て支援センター

* 相談員 金澤 哲哉、今泉 一義

* 祝日と土曜、日曜、年末年始、施設休業日はお休みです

☎ 84-5756

- お電話でも（電話相談）、来てくださっても（面接相談）よいです
- 予約はなくてもかまいません。来所前にお電話くださると確実です
- 秘密は守ります
- 相談は無料です

*うら面に、「少年愛護センターのカウンセリング（概ね中学卒業後から40歳未満の方を対象にした相談）」について、お知らせがあります。
(小中学生の心理相談は、お子さんが在籍する各小中学校の先生にご相談ください。)

豊川市少年愛護センターの取り組み

心理カウンセラーによる カウンセリング（心理相談）も行っていきます！

ひきこもり

不登校

自立

個室で専門家とゆっくりお話できます

カウンセリングの予約は、少年愛護センターでの来所面談が必要です

- 場 所：少年愛護センター（プリオ5階） 市民相談室へご案内します
- 曜 日：毎週水曜日（ただし祝日、年末年始、施設休業日は除く）
- 時 間：午前10時10分から午後4時30分まで ※事前予約制
- 対 象 者：基本的に豊川市に在住の、概ね16歳（中学校卒業）以上40歳未満の子ども・若者とその家族や関係者で、少年愛護センターの相談員との面談で心理カウンセラーによるカウンセリングが必要とされた方
- 相談内容：不登校、ひきこもり、ニートなど社会的自立の悩みや課題
- 相談時間：1回50分
- 費 用：無料
- 利用方法：少年愛護センターに来所面談の上、予約ください
（月～金曜日 午前10時から午後5時）
※ただし、祝日、年末年始、施設休業日は除く
- 連 絡 先：豊川市少年愛護センター
豊川市諏訪三丁目300番地 プリオ5階
TEL 0533-84-5756

※秘密は厳守します。

※お車の方は諏訪公共駐車場をご利用ください

駐車券をお持ちくだされば、駐車料金が無料となります



第3期 豊川市教育振興基本計画(令和4年度～令和8年度)

基本理念

ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く 豊川の人づくり

基本理念を実現するための基本目標

- 1 豊かな心と健やかな体を育む教育を実現します
- 2 新しい時代に活躍できる確かな学力を育成します
- 3 豊かな人生を自らが築く学習社会を実現します
- 4 安全安心で持続可能な教育環境づくりを進めます

本校の教育目標

やさしい子

ともに生きよう

生命やものを大切にしよう

かしこい子

すすんで勉強しよう

よく考えてやろう

たくましい子

からだをきたえよう

おわりまでがんばろう

令和6年度 豊川市立千両小学校 学校経営方針

ともに学ぶ喜びと自己の成長を味わえる学校づくり

—他者への理解を深め、自立心を育む中で、自己の生き方に誇りをもつ子どもの育成—

本校の教育目標に迫る千両小教育コンセプト

やさしい子: 強く正しく朗らかな子 個の特性や多様性にふれ、共感・協働できる子
 ともに生きよう…仲間とつながっている意識を高めよう
 協働と対話の場をとらえなおすことで、一体感や達成感を味わえる環境づくりを追究するとともに、温かな人間関係づくりに努める
 生命やものを大切にしよう…生命を尊重し、思いやりの心を高めよう
 人権尊重の精神を基盤に、人権感覚を養うとともに、相手の気持ちを想像する機会をもつ

かしこい子: 習を早く子 自らを律し、やりたい気持ちが高める子
 すすんで勉強しよう…自己肯定感を高めよう
 一人一人が、個に応じて「できた」「わかった」を実感できる仕組みを取り入れる
 よく考えてやろう…自立心を育もう・自分の言葉で伝えよう
 自己開示や自己決定の場及び活動に対する振り返りの機会を大切にする

たくましい子: 自己をきたえる子 しなやかに生き、粘り強く取り組む子
 からだをきたえよう…困難を乗り越える気持ちを高めよう
 個に応じて、運動や外遊びの充実を図るとともに、体を動かすことの楽しさを味わわせる
 おわりまでがんばろう…自分の役割を果たし、自己有用感を高めよう
 一人一人が輝く場、達成感を味わえる場を創出し、子どものがんばりを認め伝える

引き出したい子どもの10の姿

- あれやりたい これやりたい
- 先生 みてみて
- ◎できた わかった
- 前よりも伸びたぞ
- わからないから教えて
- ◎すごいなあ それいいね
- 自分もがんばらなきゃ
- あれ?どうしたのかな
- 自分ならこうするよ
- ◎つらくても負けないぞ
- 失敗してもまたがんばるぞ

学校評価アンケート

- 前年度結果からみえる課題
- ★家庭への情報提供・情報発信
- ★規則正しい生活の啓発
- ★家庭学習の習慣化
- ★教職員のタイムマネジメント

千両小教育コンセプトを支える「昨今の社会や時代の要請を踏まえた重点努力目標」

ア 楽しく笑顔あふれる学校生活の提供

イ 個別に最適な学び・個に応じた支援の追究

ウ 子どもにとって安全安心な居場所づくりと協働的な学びの推進

エ 人権教育・国際理解教育の推進と日本語指導の充実

オ 学校及び家庭における1人1台端末の活用の推進

カ 家庭や地域と連携「千両の子は千両で育てる」気風の共有・醸成

キ 外部講師を積極的に活用した教育活動の模索

ク 校内生徒指導支援体制を充実と諸問題の未然防止・早期発見・早期かつ組織的対応

ケ 教職員の力量・組織力向上と持ち味が発揮できる職場づくり

コ 教育活動の質の維持と教職員の働き方改革の両立

校歌(S29 制定)から読み解く教師の思い

はげむわれらの千両校 (校歌2番)

やさしい子: 強く正しく朗らかな子

かしこい子: 習を磨く子

たくましい子: 自己をきたえる子

令和6年度 チーム千両小テーマ

雲外蒼天

学校運営の力点

- ◆ やさしい子 かしこい子 たくましい子の今一度の焦点化
- ◆ 学習指導要領・教員研修の手引き・愛知県教員育成指標をよりどころとし、地に足をつけた教育活動の展開
- 1 保護者のニーズや多様な社会の変化、ならびに学校評価アンケート結果を踏まえた特命チームの機能化
- 2 市教委委嘱の教育研究活動の成果発信 (雲外蒼天の心で)
- 3 教職員の資質・能力の向上と業務の効率化をめざした教育関係の作成書類に対する考え方の整理
- 4 小規模校だからこそ、組織の一員として、相互に呼応・共鳴して課題や成果を共有する意識の向上
- 5 地域や外部とのつながりを大切にして、教育効果を上げる授業・行事の構想の模索

学校経営方針を実現する教育環境

希望に満ちた学び舎に

- ★互いに気持ちよく過ごせる場 (相手意識・他者理解・ともに学ぶ喜び)
- ★PDCAにふれる場 (課題意識・自立心)
- ★一人一人が活躍できる場 (役割意識・自己の生き方)

力点4・5 教育をする上で費く教師の姿勢

- ★何のために行うのかを共有する
- ★子ども本位になっているかを吟味する
- ★いつまで(に)行うのかを明示する
- ★いかにチームで行えるかを画策する
- ★行った結果どうなったのかを検証する

令和6年度学校運営上のおもな変更や課題等

- ★喫緊の課題に対応する時限的・特命チーム発足
- ★日課 教育課程の見直し (授業時数の確保・行事の精選・執務時間の確保)
- ★体育長年の2学年共修に向けた教育課程の編成
- ★交流学習・通級教室・日本語教室との連絡・協働の徹底 (成果は通常学級における子どもの姿)
- ★市教委委嘱教育研究活動 (3年次×3年)

力点2 教育研究活動の視点

- ★協働と対話、学びの場のとらえ直し
- ★学習部会 学びの場 (ちぎりグラム提示の場) をとらえ直す 自立活動の充実・提案 (特別支援)
- ★人間関係部会 協働と対話の場をとらえ直す たてわり活動とキャリアパスポートの連携

力点1 発足する特命チーム

- ★学校評価改善特命チーム (〇教頭)
 - ・PTA役員会・合同委員会等の見える化
 - ・楽しい学校づくり※自己開示・自己決定の場の提供
 - ・家庭への情報提供 (まなびポケットの浸透・重用) ※学習内容の共有化・緊急時の機能化
 - ・規則正しい生活の啓発※ぱっちりリズム週間の充実
 - ・家庭学習の習慣化※まとめテストの充実 ※自己改善の機会の充実
- ★豊川の授業14のポイント (市現職研修委員会) の運用 (〇教務主任)
- ★1人1台タブレット活用推進特命チーム (〇情報主任) ※学校で・家庭で・リモートで
- ★キャリアパスポート活用推進特命チーム (〇特活主任) ※たてわり活動において、キャリアパスポートを運用
- ★自立活動・交流及び共同学習推進特命チーム (〇特支主任)

学校や教職員を取り巻く教育施策

- ★生徒指導提要の改訂 (R4.12)
- ★愛知県民の日ホリデーの創設 (R5.11)
- ★教員研修履歴の運用と活用 (R5より)
 - ・教員のニーズを汲んだ研修の実施・主体的な参加
- ★教科書の改訂 (R6より)
 - ・デジタルコンテンツの活用推進
- ★働き方改革の推進
 - ・業務の効率化や執務時間の確保
 - ・校務支援システムの活用による情報共有の効率化
 - ・教育活動の質の維持
 - ・職員自らによる時間管理と体調管理
 - ・職員の学びとモチベーションに対する支援と対話

力点3 教員研修の手引き・愛知県教員育成指標の積極的な活用を通じた、教員の資質・能力の向上と業務の効率化の図り方

- ★教員研修履歴へ
- ★教職員自己評価シートへ
- ★学級経営案へ
- ★運案簿へ
- ★指導案・研究紀要へ
- ★個別的教育支援計画へ etc.

- ★日々の指導へ
- ★日々の支援へ
- ★日々の研修へ

- ★教職員の持ち味の認知と発揮
- ★教職員の主体的な学び

- ◆教員研修の手引き ◆愛知県教員育成指標 (愛知県教育委員会)

本年度のおもな工事計画

- ★体育館非常灯のLED化
- ★にこにこ川の在り方
- ★にこにこ川検討委員会(仮)の設置
- ★旧飼育小屋の利活用
- ★図書室照明のLED化
- ★その他
- ★特別教室空調設備工事の設計・着手

